

全国プラネタリウム大会

発表・出展実施基準

1 主旨

本基準は、全国プラネタリウム大会における発表および出展の基本的な実施基準を定めるものである。

2 発表

(1) 研究発表

ア 目的及び基準

プラネタリウムに関する事業、技術開発、研究等について、口頭もしくは掲示物等によって公にし、学術研究の精神に則り広く共有することを目的とする。発表者は、発表した内容を他者が実施することを妨げず、金銭も要求しないこととし、より詳細な技術情報や素材についても、第三者の権利に抵触しない限り、求めに応じて積極的に提供することが望まれる。

イ 発表者

日本プラネタリウム協議会会員

ウ 内容例

○発表が認められるもの

- a. 会員自らまたは会員が所属する団体が取り組んだ事例や研究。
- b. aを実施するにあたり使用することが可能な物品の実費頒布の告知。ただし、頒布される物品を使用せずとも実施できるものでなければならない。
- c. 発表者と利害関係にない第三者の事例や研究等に関する、発表者本人の知見をもとにした紹介。(例：NASA、ESA等が公開する素材のプラネタリウムでの活用を前提とした紹介)

○発表が認められないもの

- a. 会員自らまたは会員が所属する団体、会員の利害関係者が販売する商品の紹介。
- b. 会員自らまたは会員が所属する団体、会員の利害関係者が販売する商品の販売促進に結論付ける内容の情報提供(例：天文宇宙の話題を紹介しつつ、関連した自社製品に触れる)。
- c. 特定の個人や団体に著しく利する内容の発表。
- d. 会員内外に関わらず、他者から委託を受けて行う発表。

エ 補足事項

- 自社製品を事例として用いることは妨げないが、解説に必要な範囲に限ることとし、製品紹介とならないよう留意すること。
- 会員外の者が発表に立ち会いコメント等する場合は、発表時間の20%以下とし、事前に大会運営者と協議し、許諾を得ること。

(2) ベンダー発表

ア 目的及び基準

プラネタリウムに関する事業、製品等について口頭により発表することで、プラネタリウムに関わる者が運営に有用な製品情報を効率的に得ることを目的とする。発表者は、有償のものを含め自ら製造販売する製品について発表することができる。

イ 発表者

日本プラネタリウム協議会賛助会員および正会員

ウ 内容例

○発表が認められるもの

- a. 会員自らまたは会員が所属する団体が製造販売する製品の紹介。
- b. 会員自らが製造に関わる製品の紹介（企画・監修した番組や製品等）。
- c. (1) 研究発表に相当する内容。

○発表が認められないもの

- a. 会員自らもしくは会員が所属する団体が製造販売していない商品の販売促進を目的とした発表。
- b. 会員自らもしくは会員が所属する団体が製造販売していない商品の販売促進に結論付ける内容の情報提供。
- c. 会員内外に関わらず、他者から委託を受けて行う発表。

エ 補足事項

- 会員外の者が発表に立ち会いコメント等する場合は、発表時間の20%以下とし、事前に大会運営者と協議し、許諾を得ること。

3 出展

ア 目的及び基準

プラネタリウムに関する事業、製品等について所定のブースにより発表することで、プラネタリウムに関わる者が運営に有用な情報を効率的に得ることを目的とする。出展者は、有償のものを含め自ら製造販売する製品や活動について発表することができる。

イ 発表者

日本プラネタリウム協議会賛助会員および正会員

ウ 内容例

○出展が認められるもの

- a. 会員自らまたは会員が所属する団体が製造販売する製品や活動の紹介。
- b. 会員自らが製造に関わる製品や活動の紹介（企画・監修した番組や製品等）。
- c. 発表者と利害関係にない第三者の事例や研究等に関する、発表者本人の知見をもとにした紹介。

○出展が認められないもの

- a. 会員自らもしくは会員が所属する団体が製造販売していない商品の販売促進を目的とした出展。
- b. 会員自らもしくは会員が所属する団体が製造販売していない商品の販売促進に結論付ける内容の出展。
- c. 会員内外に関わらず、他者から委託を受けて行う出展。

エ 補足事項

- ブースの仕様は大会毎に定める。
- ブースにおける物品の販売は、大会毎に可不可及び基準を定める。
- ブースにおける飲食物の提供は、事前に大会運営者と協議し、許諾を得ること。
- ブース出展の権利を、他者に転貸転売してはならない。
- ブースの運営を他者に委託する場合は、事前に大会運営者と協議し、許諾を得ること。

4 禁止事項

- 違法行為、あるいはこれを助長するもの、公序良俗に反する発表・出展をしてはならない。
- 他者の名誉を棄損する発表・出展をしてはならない。

5 違反行為に対する対応

- 大会運営者は、本基準に著しく違反する発表・出展を中断させることができる。
- 大会運営者は違反者に対して、以後の大会における発表・出展を一定期間禁止することができる。

6 免責事項

- 発表および出展により発生した不利益やトラブルは、発表者および出展者がその責を負うものとする。